

市町村立学校教職員の懲戒処分

- 1 被処分者 こまつ ときや 小松 睦矢（男）
- 2 年 齢 27歳
- 3 所 属 久留米市内の中学校
- 4 職 名 教諭
- 5 処分時期 令和8年8月26日
- 6 処分の程度 免職
- 7 処分の理由

被処分者は、令和8年3月26日（木）21時20分頃、うきは市内のパチンコ店において、女性のスカートの下にスマートフォンを差し入れ、下着を動画撮影した。

なお、被処分者は、同年4月27日（月）に性的姿態等撮影の容疑で逮捕され、同年7月23日（木）付で不起訴処分となっている。

また、被処分者は、令和7年4月から令和8年4月に逮捕されるまでの間、少なくとも10回以上、商業施設で同様の盗撮行為を行ったことを認めた。

このことは、教育公務員として誠に遺憾な行為であり、地方公務員法第29条第1項に規定する懲戒事由に該当するものである。